

4月 から 乳幼児等医療制度 が変わります

子育て世帯を 応援します



照会先 福祉政策課 ☎ 23-7735

4月1日から、これまで就学前までであった外来の医療費助成を小学3年生まで（9歳に達した日以降の最初の3月31日まで）拡大します。対象の方（平成12年4月2日～平成15年4月1日生まれ）には「福祉医療費受給者証（乳幼児等）」を交付します。3月末に個別にご案内していますので、交付申請手続きをお願いします。対象となる方でまだ案内が届いていない場合は、ご連絡ください。

なお、小学4年生から中学生の方については、従来どおり入院のみの医療費助成となります。

福祉医療制度のご案内（平成21年4月1日現在）

「福祉医療制度」は、医療費の助成を行う制度です。病院などで治療を受けた時に、自己負担額の全額または一部が助成されます。その対象者や申請方法をご紹介します。

対象者	対象となる条件など	助成額	申請方法	持ち物
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ▷身体障害者手帳（1～3級）を持っている方 ▷療育手帳（A1・A2・B1）を持っている方 ▷精神保健福祉手帳（1・2級）を持っている方 	社会保険各法の自己負担額	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳が交付されたときに申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証 ・場合によっては課税所得証明書
乳幼児等	▷就学前児	社会保険各法の自己負担額（外来・入院）	右記の物を持参し、出生届を出した後に申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証 ・母子手帳
	▷小学1～3年生の方（満9歳になる年度末まで）	社会保険各法の自己負担額（外来・入院）	右記の物を持参し、申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証
	▷小学生4～6年生および中学生の方（満15歳になる年度末まで）	入院分 の社会保険各法の自己負担額（高額療養費・付加給付を除く）	病院で入院医療費を支払った後、右記の物を持参し、申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証 ・病院で支払った領収書 ・金融機関の口座番号のわかるもの
母子家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ▷18歳未満の児童（満18歳に達する年度末まで・以下同じ）を扶養している配偶者のいない母親とその児童 ▷父母のいない18歳未満の児童 	社会保険各法の自己負担額	右記の物を持参し、事実発生日（離婚の日など）から30日以内に申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・戸籍謄本 ・保険証 ・家族全員の住民票 ・場合によっては課税所得証明書
父子家庭	<ul style="list-style-type: none"> ▷18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない父親とその児童 <p>※ただし所得制限があります。</p>	同上	同上	同上
精神科病院入院者	▷精神科病院に入院している方	自己負担額の1/2（入院時の食事代を除く）	右記の物を持参し、入院した日から30日以内に申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証 ・精神科病院に入院しているという医師の証明書 <p>※用紙は福祉政策課にあります。</p>

※いずれの制度も、保険外の診療については対象になりません。※転入された方は転入時に申請してください。

◆すでに、福祉医療の対象になっている方へのお願い

- ▷保険証や住所に変更があった場合は、速やかに福祉政策課へ変更の届け出をしてください。
- ▷受給資格がなくなった方は、速やかに受給者証を福祉政策課へお返してください。